

【制定 昭和55年10月21日】
【最終改正 平成16年3月31日】

大分県信用保証協会役員の報酬、退職手当及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、役員の報酬、退職手当及び費用弁償について規定するものとする。

(報酬)

第2条 常勤役員に支給する報酬の額は、会長がこれを定める。

2 非常勤役員は、無報酬とする。ただし、理事会の決議があった場合はこの限りでない。

3 報酬は、給与規程の例により支給する。

(退職手当)

第3条 常勤役員の退職手当の額は、退職時の報酬月額に在職月数を乗じて得た額の100分の25とする。

2 非常勤役員の退職手当の額は、次の区分による金額にそれぞれの在職期間を乗じて得た額とする。

(1) 会長 1年につき5万円

(2) 副会長 " 3万円

(3) 理事及び監事 " 2万円

3 退職手当は、給与規程の例により支給する。

(費用弁償)

第4条 役員が職務を行なうために要する費用の弁償は、交通費、日当及び宿泊料とし、その額は旅費規程の定めるところによる。

附 則

1 この規程は、昭和56年1月29日から施行する。

1 昭和31年4月1日制定の報酬及び費用弁償規程は廃止する。

1 この規程は、平成11年9月1日から施行する。

1 この規程は、平成16年3月31日から施行する。

覚え書

1 第2条第2項について、理事会及び役員会・決算監査・正副会長会議等での、非常勤役員に対する報酬は、5,000円とする。

2 退職手当については、再任の有無に係わらず任期満了時に支払うものとする(よって、これまで支払っていなかった退職手当については、次の任期満了時に一括して支払う)。

以上、平成7年3月17日第144回役員会及び理事会にて、第5号議案として提出し可決する。

3 役員に対する退職金の計算について、平成10年4月1日から以下のとおりとする。

役員が改選時において継続し、その時期以外に退任する場合は、理事は8月まで、監事11月までの退職金を支払っている場合については、計算の始期をその翌月とする。